

事務連絡

令和2年9月23日

介護予防訪問リハビリテーション事業所 管理者
介護予防通所リハビリテーション事業所 管理者 様

長野市長 加藤 久雄
(保健福祉部高齢者活躍支援課)

令和3年度事業所評価加算に関する届出について

平素より介護保険行政に御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、事業所評価加算は、前年の実績をもとに国保連合会で審査の上、基準に適合すると翌年度から加算が算定できるものです。令和3年度の事業所評価加算の算定を希望される事業所におかれましては、下記のとおり届出書の提出をお願いいたします。

なお、昨年度までに届出されている事業所におかれましては、再度提出していただく必要はありません。

記

1 提出書類

- (1) (別紙2) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- (2) (別紙1-2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (介護予防サービス)

※ 書類のダウンロード先についてはこちら。

長野市ホームページ > 組織で探す > 高齢者活躍支援課 > 介護保険事業者の皆様へ > 指定・更新・変更・体制等に関する届出について > 居宅サービス・居宅介護支援・施設サービス > 介護給付費算定に係る体制について

2 提出部数

1部

3 提出期限

令和2年10月15日 (木)

4 提出先

長野市役所第二庁舎 1階 高齢者活躍支援課介護施設担当

5 参考

※【 】内は介護予防通所リハビリテーションについての内容になります。

(1) 事業所評価加算の概要

事業所評価加算は、リハビリテーションマネジメント加算【選択的サービス（運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス）】を行う介護予防訪問【通所】リハビリテーション事業所について、効果的なサービスの提供を評価する観点から、評価対象期間（各年1月から12月）において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、当該評価対象期間の翌年度におけるサービスの提供につき加算（120単位/月）を行うものです。

(2) 算定のための基準

ア 評価対象期間において、利用実人員数が10人以上であること。

イ 評価対象期間において、利用実人員数の60%以上リハビリテーションマネジメント加算【選択的サービス】を実施していること。

ウ 評価基準値が0.7以上であること。

※ 評価基準値 = (要支援状態区分の維持者数 + 改善者数 × 2) / (評価対象期間内にリハビリテーションマネジメント加算【選択的サービス】を3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数)

長野市保健福祉部高齢者活躍支援課
介護施設担当

TEL : 026-224-5094 FAX : 026-224-5126

E-mail : kourei@city.nagano.lg.jp

事務連絡
令和2年9月23日

介護予防通所介護相当サービス事業所管理者 様

長野市長 加藤 久雄
(保健福祉部高齢者活躍支援課)

令和3年度事業所評価加算に関する届出について

平素より介護保険行政に御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、事業所評価加算は、前年の実績をもとに国保連合会で審査の上、基準に適合すると翌年度から加算が算定できるものです。令和3年度に本加算の算定を希望する事業所におかれましては、下記のとおり届出書の提出をお願いします。

なお、昨年度までに届出されている事業所におかれましては、再度提出していただく必要はありません。

記

1 提出書類

- (1) (別紙19) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書
- (2) (別紙1-4) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

※ 書類のダウンロード先についてはこちら。

長野市ホームページ > 組織でさがす > 高齢者活躍支援課 > 介護保険事業者の皆様へ > 介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の皆さんへ

2 提出部数

1部

3 提出期限

令和2年10月15日(木)

4 提出先

長野市役所第二庁舎1階 高齢者活躍支援課介護施設担当

5 参考

(1) 事業所評価加算の概要

事業所評価加算は、選択的サービス（運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス）を行う介護予防通所介護相当サービス事業所について、効果的なサービスの提供を評価する観点から、評価対象期間（各年1月から12月）において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、当該評価対象期間の翌年度におけるサービスの提供につき加算（120単位/月）を行うものです。

(2) 算定のための基準

ア 評価対象期間において、利用実人員数が10人以上であること。

イ 評価対象期間において、利用実人員数の60%以上選択的サービスを実施していること。

ウ 評価基準値が0.7以上であること。

※ 評価基準値＝（要支援状態区分の維持者数＋改善者数×2）／（評価対象期間内に選択的サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数）

		現在の状態			
		要支援2	要支援1	事業対象者	事業対象外(※)
元の状態	要支援2	A	B	A	B
	要支援1	—	A	A	B
	事業対象者	A	A	A	B

※要介護者になった者を除く

凡例：A…維持、B…改善、—…悪化

長野市保健福祉部高齢者活躍支援課

介護施設担当

TEL：026-224-5094 FAX：026-224-5126

E-mail：kourei@city.nagano.lg.jp



スケジュール(目安)

業務内容	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 職員の皆さまへの 慰労金の支給		申請書受付					
			申請書の審査				
			事業執行(対象者への慰労金の支払い)				
			過払いがあった場合の返還手続き				
② 及び ③ 支援金の交付		申請書受付					
			申請書の審査				
			交付決定通知の発送				
			事業執行				
			実績報告書の受付				
			実績報告書の審査				
			額の確定通知の発送				
		事業費の精算払い					

慰労金・支援金の申請書提出先



県ホームページから申請様式をダウンロードし、申請書を作成の上、WEBフォームから申請してください。
押印が必要な書類は郵送にて、その他の書類についてはWEBでの登録をお願いいたします。

提出期限 令和2年12月25日(金)まで

郵送先 〒380-0824 長野市大字南長野南石堂町1293 長栄南石堂ビル7F
長野県(医療・福祉)慰労金・支援金運営センター(介護分)

HP送付先 <https://www.pref.nagano.lg.jp/>

事業の詳細は県HPで検索 **検索**



お問い合わせ先

長野県(医療・福祉)慰労金・支援金運営センター(介護分)

TEL 026-217-0845 FAX 026-217-0862 nagano_shien@bsec.jp

受付時間 平日 8:30~17:00

運営センター住所 〒380-0824 長野市大字南長野南石堂町1293 長栄南石堂ビル7F

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本件に関して運営センターへのご来訪はご遠慮ください。



長野県新型コロナウイルス感染症 緊急包括支援事業(介護分)

～ 介護サービス事業所・施設等の皆さまへのご案内 ～

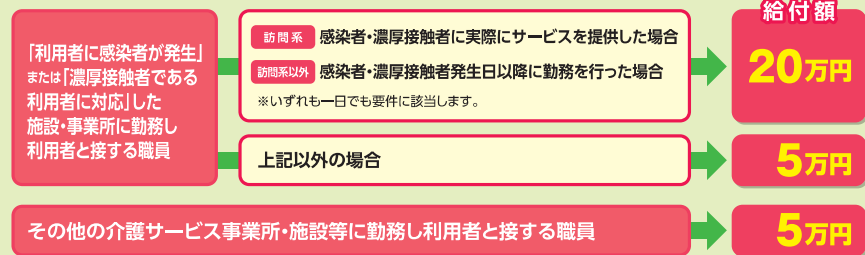
介護サービス事業所・施設等の職員の皆さまへ慰労金を支給します。また、介護サービス事業所・施設等における感染症対策、在宅サービス事業所によるサービス利用休止中の利用者に対するサービス再開に向けた働きかけや環境整備への取組について支援を行います。

1

介護サービス事業所・施設等職員への慰労金支給事業



新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながらサービスの継続に努めていただいた職員の皆様に心からの感謝の気持ちとともに慰労金を支給します。



対象事業所等 長野県内の介護サービス事業所・施設等
※利用者又は職員に感染者が発生しているか否かは問いません。

対象者 長野県内の介護サービス事業所・施設等に令和2年2月12日(水)から同年6月30日(火)までの間に通算して延べ10日間以上勤務した者で、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員
※派遣労働者の他、業務委託者の労働者として当該介護サービス事業所・施設等において働く従事者についても合致する場合は対象となります。
※年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しません。

2

感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業(以下、支援金)

感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要なかかり増し経費について支援します。

対象事業所等 長野県内の介護サービス事業所・施設等
※利用者又は職員に感染者が発生しているか否かは問いません。

対象者 令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要なかかり増し経費が発生した介護サービス事業所・施設等

支援対象経費 (例) 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入、感染防止を徹底するための面会室の改修費、消毒費用・清掃費用、タブレット等のICT機器の購入又はリース費用(通信費用を除く)、外部専門家等による研修実施等

支援上限額 サービス種別毎に設定
(例) 通所介護(通常規模型) 89.2万円/事業所、訪問介護 53.4万円/事業所、広域型特養 3.8万円×定員数

長野県新型コロナウイルス感染症 緊急包括支援事業（介護分）

③ 介護サービス 再開に向けた支援事業 （以下、支援金）

在宅介護サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備などの取組について支援します。

対象サービス 長野県内の訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び多機能型サービス事業所（以下「在宅サービス事業所」という。）

① 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成

対象者 ①在宅サービス事業所（居宅介護支援事業所を除く。）

令和2年4月1日以降、在宅サービス利用中止中の利用者に対して、介護支援専門員と連携した上で、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認を行った上で、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整等（感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等）を行った場合

②居宅介護支援事業所

令和2年4月1日以降、在宅サービスの利用中止中の利用者に対して、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認（感染対策に係る要望を含む）、サービス事業所との連携（必要に応じてケアプラン修正）を行った場合

※「在宅サービスの利用中止中の利用者」とは、当該事業所を利用していた利用者で過去1か月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者（居宅介護支援事業所においては、過去1か月の間、在宅サービスの事業所のサービスを1回も利用していない利用者（ただし、利用終了者を除く））

支援額 1利用者あたり 1,500円 ～ 6,000円

※ 1利用者につき1回まで助成することができます。
※ 対象サービスの種別毎及び利用再開支援の種別毎に、基準単価を設定

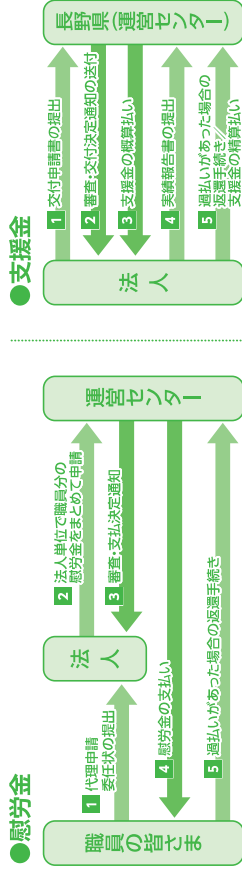
② 在宅サービス事業所における環境整備への助成

対象者 令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所

支援対象経費 ③つの密）を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する以下のようなものの購入費用等
（例）長机、飛沫防止パネル、換気設備、電動自転車、ICT機器（通信費用を除く）、内装改修費等

支援上限額 1事業所あたり20万円

慰労金支給・支援金交付手続きの流れ



申請にあたっての留意事項

必ず県ホームページ掲載の要綱等を熟読の上、申請願います。

(1) 慰労金の申請について

- ① 在職中の方：法人でまとめて申請
- 利用者とする職員で、対象期間に10日間以上勤務した者を特定した上で、慰労金の代理申請委任状を徴取し、事業所・施設等で保管してください。
- 派遣労働者、業務委託受託者の従事者等も、慰労金の目的に照らし、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている場合は、慰労金の対象となります。

② 退職された方

- 退職された方についても、勤務されていた法人からの申請を原則としますが、法人からの申請が難しい方は、運営センターへ個人申請することになります。

(2) 支援金の申請について

- 県ホームページ掲載の要綱等をご覧いただき、支援の対象となる経費と上限額を確認し、申請する額を計算してください。
※ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象となります。
- 県内に複数の事業所・施設等を運営する法人は、各事業所・施設等の様式を取りまとめて申請してください。

慰労金支給・支援金交付にあたっての留意事項

(1) 慰労金の支給について

- 慰労金の対象となる職員を特定し、代理申請委任状を集めます。
- 退職者や派遣・委託も含め、法人が代理申請します。
- 申請内容に不備がないことを確認後、運営センターから対象者個人の口座に慰労金が振り込まれます。
- 通誤や重複支給があった場合は運営センターへ返還していただきます。

(2) 支援金の交付について

- 申請内容を確認後、県から法人へ支援金の交付決定を行います。
- 法人は、事業完了後、実績報告時に領収証等の支出の証拠となる書類等の写しを提出してください。実績報告の内容を確認後、県が法人へ支援金を交付します。
- 概算払いをご希望の場合は、交付決定後、概算払請求書を提出してください。

子発0911第3号
社援発0911第3号
老 発0911第3号
令和2年9月11日

各

都道府県
指定都市
中核市

 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省社会・援護局長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省老健局長
（ 公 印 省 略 ）

令和2年度国勢調査の実施に伴う協力について（依頼）

令和2年国勢調査が本年10月1日を期して実施されますが、国勢調査令（昭和55年政令第98号）により、社会福祉施設等に3か月以上入所又は入居（以下「入所等」という。）している者又は入所等予定の者及び入所等している者で他に住居を有しない者については、当該社会福祉施設等において調査することとなっております。

については、本調査の実施に当たり、これら社会福祉施設等の協力が必要であり、総務大臣から別紙写しのとおり依頼がありましたので、貴職におかれては、貴管内の市区町村、入所等のサービスを提供する社会福祉施設等の長に対し、本調査の目的を周知徹底するとともに、協力についてよろしくお取り計らいお願いいたします。なお、今回の調査にあたっては、非接触の調査方法の導入など新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大防止策が講じられていると承知しています。



佐久及び長野圏域の感染警戒レベルを3から2に引き下げます

8月25日に佐久及び長野圏域について、県内の直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が1.2人を上回ったことから感染警戒レベルをレベル3に引き上げ、「新型コロナウイルス警報」を発出しました。

感染警戒レベルをレベル3に引き上げてから14日間経過し、県内の直近1週間(9月3日～9月9日)の人口10万人当たりの新規感染者数が0.73人、佐久圏域の人口10万人当たりの新規感染者数が0.48人、長野圏域の人口10万人当たりの新規感染者数が1.13人と、いずれも1.2人を下回ったため佐久及び長野圏域の感染警戒レベルを3から2に引き下げます。

感染警戒レベル4の圏域 1圏域

上田圏域

感染警戒レベル3の圏域 1圏域

諏訪圏域

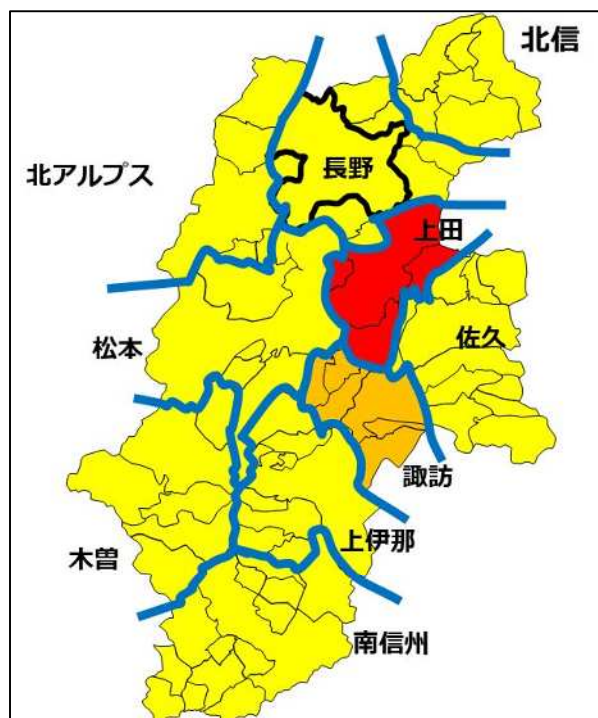
感染警戒レベル2の圏域 8圏域

佐久圏域、上伊那圏域、南信州圏域、
木曾圏域、松本圏域、北アルプス圏域、
長野圏域、北信圏域

■■■■ 感染警戒レベル4の圏域

■■■■ 感染警戒レベル3の圏域

■■■■ 感染警戒レベル2の圏域



※長野県にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様等におかれましては、「新型コロナウイルス注意報」は依然として発出中であることにご注意いただき、別紙のとおり、感染防止策へのご協力を引き続きお願いします。

なお、レベルの引上げから14日間経過していないため、諏訪圏域のレベル3と上田圏域のレベル4は継続します。

ONE NAGANO

みんなでひとつに がんばろう信州

「ONE NAGANO」はみんなで復興に取り組もうという合言葉
一人ひとりがそれぞれの立場で、できることからやってみよう!

長野県 危機管理部
消防課 新型コロナウイルス感染症対策室
(室長) 前沢直隆 (担当) 湯沢秀保
電話 026-232-0111 (内線 4705)
FAX 026-233-4332

感染拡大防止のお願い

- ① 感染者が多数発生している地域との往来に当たっては十分ご注意ください
- ② 信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください
 - 会食、飲み会では感染リスクの高い行動を避けるよう努めてください
 - 店舗等の講じている感染防止策にご協力ください
- ③ 発熱等の症状があり、心配な時は速やかに保健所等に電話でご相談ください
- ④ 重症化しやすい方を守ってください
- ⑤ 事業所での対策の徹底をお願いします
 - 「新型コロナ対策推進宣言」を行うよう努めてください
 - 感染拡大予防ガイドラインを遵守するよう努めてください

① 感染者が多数発生している地域との往来に当たっては十分ご注意ください

県外と往来するに当たっては、基本的な感染防止策を徹底するなど、慎重な行動をお願いします。

また、直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数が2.5人を上回っている都道府県への往来については、往来自体の必要性を改めて検討するとともに、高齢者等の重症化リスクの高い方の往来は控えることを検討してください。

なお、県内においても感染者が増加している地域がありますので、県内の移動に当たっても、慎重な行動を心掛けてください。

また、感染拡大が懸念されている地域を含め、他県から当県へ来訪した方は、基本的な感染防止策を徹底し、旅行中に風邪等の症状が現れたら、直ちに最寄りの有症状者相談窓口にご相談ください。

② 信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください

新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、感染を防止するための行動を自ら考え、実践するようお願いします。

感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人混み等でのマスク着用、手洗い・手指消毒）を徹底するとともに、クラスター（集団感染）発生リスクが高い「3つの密」を回避し、毎日の健康チェックを欠かさず行うなど、信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください。高齢者など重症化リスクが高い方は、特にご注意ください。

特に、会食及び飲み会については、当県においても感染例が確認されていることから、「3密」になりやすい場での多人数による実施や、長時間に及ぶ会食、大声を出す行動等を控えるなど、感染リスクが高い行動を避けるように努めてください。

また、店舗等を利用する場合は、マナーとしてマスクを着用するとともに、手指の消毒など店舗等の講じている感染予防策にご協力ください。

③ 発熱等の症状があり、心配な時は速やかに保健所等に電話でご相談ください

新型コロナウイルス感染症の初期の症状は、風邪と見分けが付きません。定期的な検温など健康観察を行っていただくとともに、発熱等の症状がある場合には外出を控え、心配な時は速やかに保健所やかかりつけ医に電話でご相談ください。

また、医療機関において感染が発生すれば、医療従事者の感染を招くなど、医療供給体制のひっ迫を招きかねません。そのため、直接医療機関を受診することは避けてください。

④ 重症化しやすい方を守ってください

ご家族や周囲に高齢者や持病がある方など重症化リスクが高い方がいらっしゃる場合には、「ウイルスをうつさない」意識を持って行動をお願いします。

また、病院や高齢者施設、障がい者施設においては、重症になりやすい患者や利用者の安全を守る上で、外部からウイルスを持ち込まないことが特に重要です。お見舞いや面会については、症状のない方も含めてできるだけ控えてください。

⑤ 事業所での対策の徹底をお願いします

- (1) 不特定多数の方が利用する事業所にあつては職場における感染拡大防止について改めて徹底いただくとともに、従業員お一人お一人に感染予防のための行動を促していただくようお願いします。

具体的には、職場内での3密を避ける、従業員の健康観察、発熱等がある場合の休暇取得、時差出勤や在宅勤務・テレワークの活用、感染拡大地域への出張の再検討などを一層徹底いただくようお願いします。

また、「新型コロナ対策推進宣言」を行うように努め、ステッカーを掲示してお客様にもお知らせするとともに、感染防止策にご協力いただくよう呼びかけてください。

- (2) 業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを遵守し、業種の特性に応じて、適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）を講じてください。なお、ガイドラインを遵守するための取組については、持続化補助金による支援が受けられますので、県にご相談ください。

以上の点に十分ご留意いただき、自らを感染から守るとともに、自らが感染源となって感染を拡大させることがないよう、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

また、患者・感染者、医療機関や福祉施設等で治療等に携わっている方々、交通機関や物流など県民生活の維持に必要な業務に従事されている方々やその家族に対し、人権侵害が起きないように配慮いただくとともに、感染拡大している地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々に対し、不当な差別的取扱いや誹謗中傷を行わないようお願いします。

県では、市町村等と連携してまん延防止のための対策や医療提供体制及び検査体制の充実を一層推進するとともに、県民の皆様への働きかけを徹底してまいります。

県民皆で力を合わせこの難局を乗り越えていきましょう。

2 地ケ第359号
令和2年9月3日

長野市地域包括支援センター 所長 様
長野市在宅介護支援センター 所長 様
居宅介護支援事業所 所長 様

長野市長 加藤 久雄
(地域包括ケア推進課担当)

令和2年度 長野市介護支援専門員研修会の開催について (通知)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、標記研修会を下記のとおり開催しますので、関係職員の出席について御配慮くださるようお願いいたします。

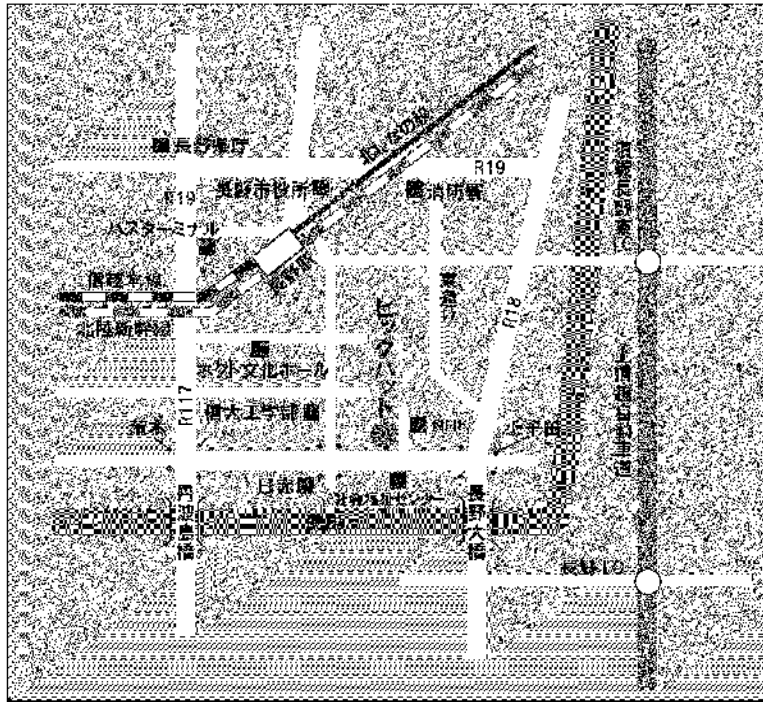
記

- 1 日 時 令和2年10月20日(火) 13時30分から15時30分まで
- 2 場 所 長野市若里市民文化ホール(住所:長野市若里3丁目22番2号)
- 3 内 容 講話 「根拠法令に基づいたケアマネジメントについて」
講師 後藤佳苗氏(一般社団法人あたご研究所 代表理事)
※新型コロナウイルス感染予防のため、講師と会場をオンラインで
つないで実施します。
- 4 対 象 者 長野市地域包括支援センター・在宅介護支援センター職員
長野市内の居宅介護支援事業所介護支援専門員
- 5 定 員 200名 (定員を超えた場合は、お断りする場合があります。)
- 6 申し込み 申込書に必要事項を記入の上、中部地域包括支援センターへ
10月9日(金)までにFAXで申し込んでください。
- 7 その他
 - (1) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、受講者は自宅で検温を実施し、マスクを着用し、十分に体調管理を行った上で出席してください。
 - (2) 37.5度以上の発熱、咳などの風邪症状がある方、2週間以内に感染拡大している国や地域への訪問歴のある方、身近に感染者がいた方、体調の優れない方は、受講できません。
 - (3) 会場では席の間隔を十分に開け、換気、手指消毒剤設置、検温を行います。
 - (4) 新型コロナウイルス感染拡大状況により中止する場合があります。
 - (5) 令和3年度主任介護支援専門員更新研修受講のため研修の受講証明書の発行希望者は申込書に記載をお願いします。なお、当日、遅刻、早退等の場合は受講証明書を発行できません。

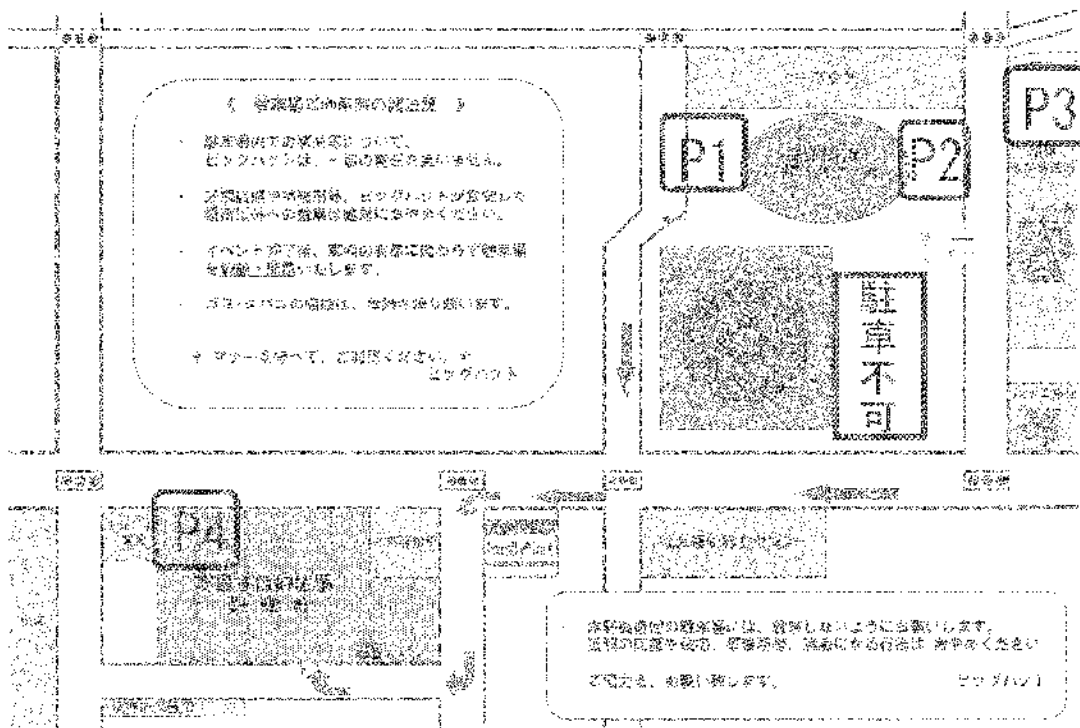
担当
長野市中部地域包括支援センター 高戸谷・山下
TEL: 026-224-7174 FAX: 026-224-8574

◆ 会場案内

長野市若里市民文化ホール（ビックハット隣）住所：長野市若里3丁目22番2号



◆ 駐車場案内 ※P1～P3が満車の場合、P4へ駐車してください。



送信票不要

中部地域包括支援センターあて (Fax 224-8574)

長野市介護支援専門員研修会 出席報告書

報告日 月 日 (報告締切 10月9日(金))

1. 長野市介護支援専門員研修会に以下のとおり申し込みます。

事業所名 _____

電話 _____ Fax _____

氏名	下記【確認事項】に同意したら○印	受講証明書希望(希望者は○印)

【確認事項】※必読

新型コロナウイルス感染症感染者が発生した場合に、感染拡大防止のため、参加者名簿を保健所が実施する行動調査、接触者調査に限り利用します。

2. 講師への質問がありましたら記載してください。

令和2年9月

市町村 介護保険ご担当者様

日本ホームヘルパー協会
会長 青木文江

訪問介護サービスの身体介護による自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助調査研究」リーフレットの送付について

大変お世話になっております。

この度、当協会では一般財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会からの委託を受け、「訪問介護サービスの身体介護による自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助調査研究」を行いました。

ご承知のとおり、平成30年4月より、身体介護と生活援助の内容を規定している通知、いわゆる「老計10号」が見直され、その1-6では身体介護として「見守りの援助」に該当する行為の例が8種類追加され合計15種類となり、その趣旨に重度化防止やIADL、QOLの向上が明確に位置付けられました。

身体介護として「見守りの援助」に該当する行為は、「生活援助」ではなく「身体介護」として算定することが可能になりましたが、現場ではその利用が進んでいないという指摘がありました。そこで「老計10号1-6」の認知度や理解度、実施状況を把握するとともに、利用を阻害する要因等を明らかにし、「老計10号1-6」に該当するサービス利用による利用者の重度化防止やIADL、QOLの向上に資することを目的に本調査研究を行いました。

お送りしましたリーフレットはこの調査からご本人、ご家族の理解が得られないことが明らかになり、説明用に作成したものです。ご活用いただければ幸いです。

なお、報告書、お送りしたリーフレットにつきましては日本ホームヘルパー協会ホームページ (<https://www.n-helper.com/>) にデータを掲載しております。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ】

日本ホームヘルパー協会 事務局
担当 渡辺恵一
〒105-8446 東京都港区西新橋3-3-1
KDX 西新橋ビル6階
電話 03-5470-6759
メール k-watanabe@nenrin.or.jp

訪問介護サービスの身体介護による
自立生活支援・重度化防止のための

「見守りの援助」で
“自分でできる”をサポート

「生きる」を見守り、「できる」をサポート



それが、**安心いきいき生活**を支える

「見守りの援助」です

自分で「できる」をサポート!

「見守りの援助」とは、訪問介護が必要となった時に、利用者本人ができることはご自身で行い、訪問介護員(ヘルパー)は安全を確保しながら常に介助できる状態で見守る訪問介護サービスの身体介護です。

1 「見守りの援助」って何?

「自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助」は訪問介護の身体介護に位置付けられています。

例えば、調理や入浴など日常生活に関する動作を、訪問介護員等が安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等です。

利用者の自立生活支援、身体機能および生活の質の維持向上等を目的としています。

訪問介護員(ヘルパー)が全てを行うのではなく、可能なことは利用者自らが行うことで、やる気や生きがいに繋がります。



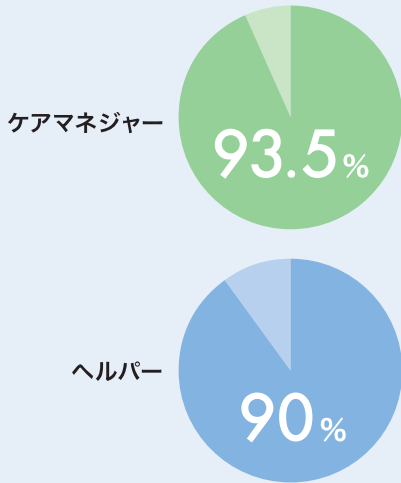
訪問介護員(ヘルパー)が安全に配慮しつつ寄り添って「共に行う」サービスです。

利用者一人ひとりの心身の状況や生活歴等に即した内容になるように、ケアマネジャーと相談しながら行います。

2 どんな効果が期待されるの？

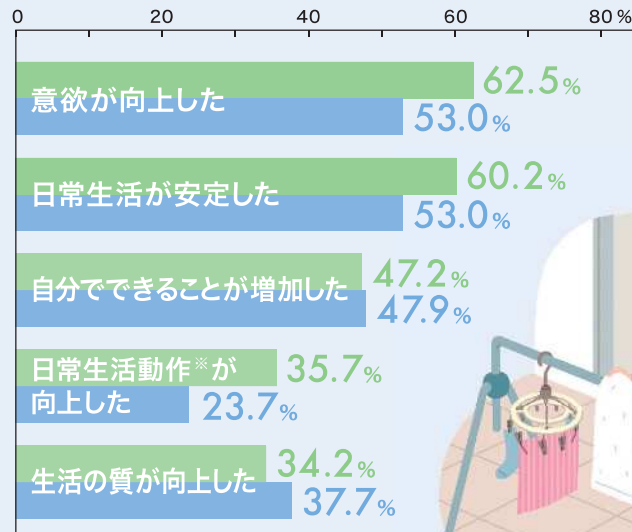
自分でできることが増えることによって、
利用者の明るくいきいきとした
姿が期待できます。

●利用者への効果があると感じた ケアマネジャーとヘルパーの割合



●ケアマネジャーとヘルパーから見た利用者の変化

*複数回答



※食事、排泄、整容、移動、入浴等生活に不可欠な基本的行動



効果は「意欲の向上」「日常生活の安定」「自分でできることが増加」などの割合が高い(複数回答)

「自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助に関する調査研究」の報告書より引用 (一般財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会からの委託により実施)

●●● 利用者の声 ●●●

楽しく調理することで、
食事が楽しみになりました

お気に入りの洋服を着て、
買い物をする楽しみが増えました

身体を動かすことが
少しずつできるようになり、
お腹が空いて、食事が美味しくなりました

自宅で一人で
暮らしていくことに対する
自信ができました



●●● 家族の声 ●●●

できなかったことが、
できるようになって
びっくりしました

整理整頓が
できるようになりました

介護をすることによる
心と体の負担が減りました

会話が多くなり、明るくなって
家族もうれしくなりました

笑顔が多くなりました

イライラすることが減り、
家族との関係が良くなりました

「見守りの援助」を利用するために

- 利用者や家族がサービスの目的や内容を理解し、利用に同意をすることがまず、出発点になります。
- 「見守りの援助」は、ケアプランの中に明記されないと利用はできません。
- 「見守りの援助」は訪問介護における身体介護に位置付けられます。利用者一人ひとりの心身の状況や生活歴等に即した内容になるように、ケアマネジャーや訪問介護員(訪問介護事業所)と十分に相談する必要があります。

「見守りの援助」ってどんなことをするの？

例1

ベッド上からポータブルトイレ等(いす)へ利用者が移乗する際に、転倒等の防止のため付き添い、必要に応じて介助を行う。

例2

認知症等の高齢者が行うリハビリパンツやパット交換を見守り・声かけをすることにより、一人でできるだけ交換し後始末ができるように支援する。

例3

認知症等の高齢者に対して、ヘルパーが声かけと誘導で食事・水分摂取を支援する。

例4

入浴、更衣等の見守り(必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む)。

例5

移動時、転倒しないように側について歩く(介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る)。

例6

ベッドの出入り時などにおける自立を促すための声かけ(声かけや見守り中心に必要な時だけ介助)。

例7

本人が自ら適切な服薬ができるよう、服薬時において、直接介助は行わずに、そばで見守り、服薬を促す。

例8

利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行う掃除、整理整頓(安全確認の声かけ、疲労の確認を含む)。

例9

ゴミの分別が分からない利用者と一緒に分別をしてゴミ出しのルールを理解してもらう又は思い出してもらうよう援助。

例10

認知症の高齢者の方と一緒に冷蔵庫のなかの整理等を行うことにより、生活歴の喚起を促す。

例11

洗濯物を一緒に干したりたたんだりすることにより自立した生活を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行う。

例12

利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行うベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等。

例13

利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行う衣類の整理・被服の補修。

例14

利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行う調理、配膳、後片付け(安全確認の声かけ、疲労の確認を含む)。

例15

車イス等での移動介助を行なって店に行き、本人が自ら品物を選べるよう援助。

例16

上記のほか、安全を確保しつつ常時介助できる状態で行うもの等であって、利用者や訪問介護員等とともに日常生活に関する動作を行うことが、ADL、IADL、QOL向上の観点から、利用者の自立支援・重度化防止に資するものとしてケアプランに位置付けられたもの。

認知症専門医などによる

令和 2 年度

認知症相談会

身近な人の中に、こんな気になることはありませんか？

同じ話を何度もする



ああで
こうで..

置忘れやしまい忘れが増えた



わしの財布は
どこじゃろ？

些細なことで怒りやすくなった



表情が乏しい・元気がない



認知症について正しく理解することにより、早期に発見し、症状の進行を緩やかにするための適切な治療を受けることができます。身近な人の変化に気がいたら、早く専門家に相談することが、サポートの第一歩です。この機会にぜひ相談会をご利用ください。

相談日	相談会場 / 相談時間	申し込み先
10月8日(木)	市役所第二庁舎 1階 地域包括ケア推進課 中部地域包括支援センター 午後 1時から3時 一人 30分程度	中部地域包括支援センター 電話 224-7174
11月10日(火)		
12月10日(木)		
1月13日(水)		
2月10日(水)		
3月9日(火)		
12月16日(水)	篠ノ井交流センター 時間上記同様	中部地域包括支援センター 篠ノ井支所駐在 電話 292-3358

申し込み

- ❖ 各月定員は3名で、定員になり次第受付終了となります。
- ❖ 認知症の診断で定期受診や内服処方されている方は、主治医に相談の上お申し込みください。
- ❖ 相談は無料です。

対象

認知症が心配な本人または家族など

問い合わせ 長野市役所 地域包括ケア推進課 中部地域包括支援センター
TEL: 026-224-7174 (直通)

介護予防教室・介護者教室・介護者のつどいのご案内 (2020年10月)

※新型コロナウイルス感染対策のため、中止となる場合があります。ご了承ください。

年	月	日	曜日	時間帯	開始時間	終了時間	講座テーマ	主な内容	形態	実施会場の地区名	会場名	対象	参加費	定員	事前申し込み(要・不要)	申込開始日	担当	問合せ先電話番号	備考
2020	10	1	木	午後	1時30分	3時	介護者教室 『知っておきたい薬のアレコレ』	医療	講座	第三	ふれあい福祉センター	市内在住の介護をされている方	無料	20人	要		地域包括支援センター コンフォートにしつるが	219-3510	
2020	10	5	月	午前	10時	11時30分	介護予防教室 『健康寿命をのばしていきいきと暮らそう!』	運動	教室	大豆島	松岡公民館	市内在住の65歳以上の方	無料	15人	要	月～金 9時～17時	地域包括支援センター コンフォートきたながいけ	254-5250	
2020	10	6	火	午前	10時	11時30分	介護予防教室 『健康寿命をのばしていきいきと暮らそう!』	運動	教室	朝陽	北屋島公会堂	市内在住の65歳以上の方	無料	15人	要	月～金 9時～17時	地域包括支援センター コンフォートきたながいけ	254-5250	
2020	10	7	水	午前	10時	11時30分	介護予防教室 ウズコロナ!!『健康寿命大学』 ～楽しく笑って動くボイスフィットネス～	運動	教室	川中島	川中島町公民館	市内在住の65歳以上の方	無料	20人	要		地域包括支援センター 星のさと	261-1588	9月に開催したものと 同内容です。9月に参加 していない方のみ参加 できます。
2020	10	7	水	午前	10時	11時30分	介護予防教室 『身近なものを使った作業活動で 認知症を予防しよう。』	健康	教室	松代	長野市立松代公民館	市内在住の65歳以上の方	無料	15人	要		地域包括支援センター 長野松代総合病院	278-2058	
2020	10	7	水	午前	10時	11時	介護予防教室 『老後に関するお金の話し』	生活	講演会	更北	真島分館	市内在住の65歳以上の方	無料	10人	要	9月1日	在宅介護支援センター インターコート藤	284-6215	
2020	10	12	月	午前	10時	11時30分	介護予防教室 『健康寿命をのばしていきいきと暮らそう!』	運動	教室	大豆島	上区公民館	市内在住の65歳以上の方	無料	15人	要	月～金 9時～17時	地域包括支援センター コンフォートきたながいけ	254-5250	
2020	10	14	水	午前	10時	11時	介護予防教室 『肩甲骨って何??』	運動	講座	更北	更北公民館 第4学習室	市内在住の65歳以上の方	無料	8人	要	9月1日	在宅介護支援センター インターコート藤	284-6215	
2020	10	19	月	午前	10時30分	12時30分	介護予防教室 『座位症候群を防ごう』	運動	教室	戸隠	戸隠保健センター	市内在住の65歳以上の方	無料	15人	要	随時	戸隠 在宅介護支援センター	254-2745	
2020	10	21	水	午前	10時	11時30分	介護予防教室 『呼吸方法1つで健康でいきいきとした体づくり』	運動	教室	松代	長野市立松代公民館	市内在住の65歳以上の方	無料	15人	要		地域包括支援センター 長野松代総合病院	278-2058	

介護予防教室・介護者教室・介護者のつどいのご案内（2020年10月）

※新型コロナウイルス感染対策のため、中止となる場合があります。ご了承ください。

年	月	日	曜日	時間帯	開始時間	終了時間	講座テーマ	主な内容	形態	実施会場の地区名	会場名	対象	参加費	定員	事前申し込み (要・不要)	申込開始日	担当	問合せ先 電話番号	備考
2020	10	22	木	午前	10時	11時30分	介護予防教室 『健康寿命をのばしていきいきと暮らそう！』	運動	教室	朝陽	石渡公民館	市内在住の65歳以上の方	無料	15人	要	月～金 9時～17時	地域包括支援センター コンフォートきたながいけ	254-5250	
2020	10	22	木	午前	10時	11時	介護予防教室 『筋膜リリース』	運動	講座	更北	更北公民館 第4学習室	市内在住の65歳以上の方	無料	8人	要	9月1日	在宅介護支援センター インナーコート藤	284-6215	
2020	10	23	金	午前	10時	11時30分	介護予防教室 『健康寿命をのばしていきいきと暮らそう！』	運動	教室	朝陽	北堀公会堂	市内在住の65歳以上の方	無料	15人	要	月～金 9時～17時	地域包括支援センター コンフォートきたながいけ	254-5250	
2020	10	23	金	午前	10時30分	12時	介護予防教室 『自宅できるシリーズ①』 ～筋力トレーニング～	運動	教室	若穂	温泉 温泉 湯～ばれあ	市内在住の65歳以上の方	無料	15人	要	10月13日	地域包括支援センター ケアアブラザわかほ	282-1631	
2020	10	26	月	午前	10時	11時30分	介護予防教室 『健康寿命をのばしていきいきと暮らそう！』	運動	教室	大豆島	下区公民館	市内在住の65歳以上の方	無料	15人	要	月～金 9時～17時	地域包括支援センター コンフォートきたながいけ	254-5250	
2020	10	26	月	午前	10時	11時	介護者教室 『体操』 『高脂血症について』	健康	講座	更北	更北公民館 第4学習室	市内在住の65歳以上の方	無料	8人	要	9月1日	在宅介護支援センター インナーコート藤	284-6215	
2020	10	26	月	午前	10時30分	12時30分	介護予防教室 『座位症候群を防ごう』	運動	教室	戸隠	戸隠保健センター	市内在住の65歳以上の方	無料	15人	要	随時	戸隠 在宅介護支援センター	254-2745	
2020	10	28	水	午前	10時30分	11時30分	介護予防教室 『姫トレ・脳活トレーニング』	運動	教室	鬼無里	かがやきひろば鬼無里 （鬼無里老人福祉センター）	市内在住の65歳以上の方	無料	なし	なし	鬼無里 在宅介護支援センター	256-2962		
2020	10	30	金	午前	10時30分	12時	介護予防教室 『サルコペニアとは？』 ～介護予防のための栄養改善～	健康	教室	若穂	温泉 温泉 湯～ばれあ	市内在住の65歳以上の方	無料	15人	要	10月20日	地域包括支援センター ケアアブラザわかほ	282-1631	
2020	10	30	金	午後	1時30分	3時	介護予防教室 『ヨカで心も体もリラックス』	運動	教室	芹田	長野市地域包括支援センター 芹田	市内在住の65歳以上の方	無料	15人	要		地域包括支援センター 芹田	217-5650	完全予約制 定員15名